

平成十五年度

第二十三回

港湾環境整備負担金部会速記録

日時 平成十五年十一月六日（木曜日）
於 東京都庭園美術館
新館 小ホール

次第

- 一 開 会
- 二 諮問事項の審議
港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定について(案)
- 三 閉 会

出席者

学識経験を有する者

社団法人日本港湾協会理事

前・財団法人東京動物園協会常任理事

港湾・海上公園利用者

社団法人東京港運協会会長

東京倉庫協会会長

東京港定航船主会会長

東京港港湾労働組合協議会副議長

関係行政機関の職員

関東地方整備局長

関東運輸局次長

東京海上保安部長

東京都職員

港湾経営部長

総務部長

水域管理課長

企画課長

坂井順行

山田元一

鶴岡元秀

伊藤幸治

犬塚研哉

都澤秀征

渡辺和足（代理）

野竹和夫

佐藤清志

片岡貞行

浅倉義信

佐藤順造

岡崎義隆

開 会 （午前十一時五十分）

岡崎企画課長 それでは、お待たせいたしました。お疲れのところ、引き続きよろしく願います。ただいまより東京都港湾審議会、第二十二回港湾環境整備負担金部会を開催いたしますと存じます。

当部会の審議につきましては、審議会同様公開とさせていただきますので、よろしく願います。

出席状況でございますけれども、代理で出席の方を含めまして、九名全員のご出席をいただいております。定足数を超えております。

それでは、これからの議事進行につきましては、坂井部会長さんをお願いしたいと思います。よろしく願います。

諮問事項の審議

・港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定について（案）

坂井部会長 それでは、ちょっと時間が五分ぐらいおくれいておりますが、早速部会を開かせていただきたいと思います。

きょうは、諮問事項の審議に入りたいと思いますが、お手元にご覧いただけます。例年と同じでございますけれども、港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定（案）につきまして、事務局のほうから説明をさせていただきます。

片岡港湾経営部長 港湾経営部長の片岡でございます。環境整備負担金の負担対象工事の指定につきまして、ご説明を申し上げますと存じます。

港湾環境整備負担金につきましては、既に案内のことと存

じますが、このたび新たに就任を賜りました委員の方もいらつしやいますので、制度の概要につきまして、冒頭で簡単に説明させていただきます。

この制度は、臨港地区等に事業所を立地し、事業活動を営んでおられる方々に、港湾管理者が行います港湾環境の整備、保全のための工事費用の一部につきまして、ご負担をいただくものでございます。

昭和四十八年の港湾法の改正により導入された制度でございます。資料としておつけしてございますが、東京都におきましては、港湾環境整備負担金条例、及び同条例施行規則を制定いたしました。ご負担をいただいております。

諮問案の内容につきましては、本日ご審議いただくのは、十五年度の港湾環境整備負担金でございますが、負担金の総額は五千六百六十九万余円で、負担対象事業者は六十六社でございます。

では、資料に基づきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元にご覧いただけます資料1、「港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定（案）」についてご覧いただきたいと存じます。

表紙を含めまして、三枚目でございます。負担対象工事の指定についてをご覧いただきたいと思っております。表の最上段にございます「工事の種類」からの「当該工事に係る負担区域内にある工場又は事業場の敷地の合計面積」まで、項目ごとに順次ご説明申し上げます。

からの各項目は、知事が負担対象工事を指定する場合に、条例に基づいて告示すべき事項でございます。また、欄の「工事の種類」でございます。上から下に説明いたします。

1の港湾環境整備施設の建設又は改良の工事は、港湾法第二条に定められている海浜、緑地、広場、植栽等の港湾環境の整備

を行うものでございます。2は港湾環境整備施設の維持の工事でございます。3は漂流物の除去その他水面清掃のための工事でございます。

の欄は、「工事の名称」でございます。1の建設又は改良の工事は、城南島海浜公園整備工事でございます。2の維持工事は、晴海ふ頭公園ほか九公園の維持工事です。3は東京港湾区域内の水面清掃の工事でございます。

の欄は、それぞれの「工事の実施された場所」をお示ししております。

の欄は「工事の完了した日」、の欄はそれぞれの工事に要した平成十四年度の費用でございます。

の欄は「負担区域」でございます。1の建設または改良工事及び2の維持工事につきましては、陸域の臨港地区が負担区域でございます。水面の清掃工事につきましては、臨港地区及び水面の港湾区域が負担区域となります。

なお、負担対象事業者は臨港地区及び港湾区域内で事業を営んでおられる事業者でございます。東京都港湾環境整備負担金条例第三条に基づきまして、事業場の敷地面積が一万平方メートル以上の方々に負担をいたたくことになっております。の欄でございますが、それぞれの工事に要した費用に対する負担割合でございます。今年度の負担割合につきましては、昨年度と同様、対象事業者と一般市民のそれぞれの利用度を勘案した割合となっております。その内容につきましては資料3に記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

の欄は「当該工事に係る負担区域内にある工場又は事業場の敷地の面積の合計」でございます。この面積が負担金算出の基礎となるものでございます。

以上、諮問案について概略を説明申し上げますが、より詳

細に資料2で補足をさせていただきますと存じます。

資料2、「港湾環境整備負担金対象工事指定に関する附属資料」、その一ページをお開きいただきたいと存じます。

これは負担金の負担区域をあらわしてございます。負担区域は、東京港湾区域及び臨港地区でございます。図の右側の表の上段にございますように、太い黒線で囲われた範囲の水域部分が港湾区域でございます。五千四百五十ヘクタールでございます。赤い線で囲われております陸域部分が臨港地区でございます。千四十五・七ヘクタールでございます。

また中段の表には、先ほどご説明申し上げました工事の種類が色分けしてございまして、それぞれの施行箇所を図面に落としてございます。

青色で表示しておりますのが、港湾環境整備施設の建設・改良工事の実施箇所で、の番号で示してございます城南島海浜公園一カ所でございます。緑色の表示箇所と、この城南島海浜公園が維持工事の対象の公園となるわけでございます。合計十カ所でございます。公園の名称及び面積は下段の表に記載してございますので、ご覧いただきたいと存じます。

続きまして二ページでございます。平成十五年度の負担金徴収額の概要でございます。この表は負担金徴収額の算定内容を記載してございます。

上段の表につきましては、ご説明申し上げます。

建設・改良工事につきましては、A欄の事業費が三千七百四十九万余円に對しまして、記載の計算式によりまして、徴収額が百六万余円となります。同様に、維持工事につきましては、事業費が一億八千九百五十三万余円に對しまして、徴収額が記載の計算式によりまして、一千八百三十六万余円。水面清掃工事につきましては、事業費一億五千七百一十二万円に對しまして、徴収額が二千二百一十六万余円となり、合計額は、事業費四億

八千四百十五万余円に對しまして、徴収額五千百六十九万余円となつております。

下段の表のAには、それぞれの工事に要した費用の内訳及びDに分母面積となる事業場の敷地面積の算出基礎を記載してございます。

次に、三ページから五ページにかけましては、各工事の事業費の明細を決算額調書として表にしたものでございます。ご覧いただきたいと存じます。

次の六ページでございます。これは建設・改良工事が行われました城南島海浜公園の図面でございます。工事の内容は、キャンプ場の改修や受変電設備の改修工事等、記載のとおりでございます。

次に七ページをご覧いただきたいと存じます。

維持工事の対象となつております十の公園の名称、管理面積、面積の増減等を記載したものでございます。平成十四年四月十二日に城南島海浜公園でつばさ浜が追加開園いたしましたため、管理面積の合計が二十五万五千八十七平方メートルとなつており、昨年に比べ、七万五千九百七十二平方メートル増加いたしましたでございます。

恐れ入りますが、資料4をご覧いただきたいと存じます。

この表は、ご参考までに、平成十四年度と平成十五年度の事業費等を比較したものでございます。対象となる工事の種類ごとに、上段が平成十五年度、中段が平成十四年度、下段に増減を記載してございます。それぞれの工事の負担額につきましては、表の右側に記載のとおりでございます。

負担額の合計は昨年より四百二十七万余円減少いたしました。五千百六十九万余円となっております。

以上、まことに簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

坂井部会長 ありがとうございます。

ただいま、ご説明をいただきましたが、何かご質疑、あるいは何でも結構でございます。ご意見等ございましたら、お願いをします。

犬塚委員 定航船主会長をしております犬塚でございます。本日より人事異動の関係で参加させていただいております。

一言意見として申し上げます。先ほどもお話がありました。昭和四十八年にこの制度ができて、三十年ほど過ぎていくわけですけれども、制度の開始当初と比べますと、社会や経済の情勢も大分変わってきておりまして、また新規に参入する事業者にかかる、いわゆる十年間の遡及適用制度、こちらにも一部には理解しにくいということも聞いておりますので、このようなことから、制度の見直しを一度検討してみる時期にきているんじゃないでしょうか。ということ、お答えは結構でございますが、私どもの意見として記録していただければと思っております。

坂井部会長 わかりました。今、ご指摘のとおり、これは四十八年の港湾法の大改正のときに環境整備負担金という制度ができ上がって以来、この方式でやっており、ずっと今日に至っているわけですが、私もいろんなところでいろんなご意見を聞いておりますと、何かちょっと、当時はどちらかということにかくやるんだということ、環境整備をしなきゃいかん。そのための財源の一部としてということ、できてきたんですが、敷地面積とか、あるいは臨港地区の指定そのもの問題とか、やはりその後二十二年ぐらいの間に世の中変わっていますので、確かに、今似たようなものを仮につくるとすれば、もっと違ったものに多分なるだろうというふうな気も、個人的には実はしております。

これは、何も東京の皆さんだけではなく、全国的には特定

重要港湾とか、重要港湾とか百港くらいあるんですけれども、それはともかくとして、特に特定重要港湾で環境整備負担金なんかをとっていらつしゃるところの話を時々私も伺つこともあるんですけども、やっぱりそろそろ何か工夫あつてしかるべきじゃないかなということをつつ、生の声も実は聞いております。これはまた、今すぐそれじゃ私が責任を持つてどうする、という立場でも、もちろんありませんけれども、いろんなところで、あるいは国土交通省、きょうは国土交通省のほうからも来ていらつしゃいますが、私のほうからもこういう意見が出ているので、少しあるプログラムでもつくつて、一、二年の間には何か結論を出すようにというふうなことを、私も陳情をしてみたいというふうに思います。どうもありがとうございます。

それから、これ、私がこんなことを質問するのめいかがかと思つんですが、きょうも油流出事故の話がありましたよね。これは海面のごみ清掃に係る費用を一応ここで負担してもらつていますが、油なんか突発的に、それは油だけじゃなくて、高潮のときに流木だ、いろんなものが出てきて、それをある短期間に、例えば三カ月の間にとつと処理しなきゃいかんというふうな話になると、これは環境整備負担金になじむんですか。なじまないんですか。どうですかね。

あるいは、今までそういう例、例えば高潮なんかあつて、河川の上流からごみが流れてくるような話、どうですか。片岡港湾経営部長 水面清掃という一般的な範疇に入る範囲で、この対象となつてございます。日常的に川のほうからは流れてまいりますので、そういう部分も当然水面清掃の中には入っています。

坂井部会長 入っているわけですね。片岡港湾経営部長 一般的には。ただ、突発的に、先ほどおつしゃつたような事故が起きたら、

…。

坂井部会長 例えば高潮が起きたとか。片岡港湾経営部長 高潮は事例がないんですが、ダイヤモンドグレース号の事故がございまして、油が流出したというケースがございました。これについては、基本的な原因者に負担をいただくという考え方でお願いをしております。坂井部会長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。それでは、特にご発言もないようですので、ただいまご審議いただきました「港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定」につきまして、原案とおりとする旨答申したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

坂井部会長 ありがとうございます。異議なしのことをございますので、原案を適当とする旨答申をさせていただきます。以上をもちまして、諮問事項の審議を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

片岡港湾経営部長 私から一言ご挨拶を申し上げてもよろしいでしょうか。

坂井部会長 どうぞ。

片岡港湾経営部長 本日は、大変お忙しい中、港湾審議会に引き続き本負担金部会にご出席をいただきまして、誠に有難うございました。

只今、諮問案につきましては、「原案を適当とする」旨の「決定を頂戴致しました。

東京都は、港湾管理者といたしまして、関係事業者のご理解を得て、港湾環境整備負担金制度を運用しながら、港湾環境の保全にお一層努めて参りますので、今後ともよろしく御指導の程お願い申し上げます。

ありがとうございました。

閉会（午後〇時七分）

了